

会津若松市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

	住民基本台帳人口	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 23年度人件費率
24年度	人	千円	千円	千円	%	%
	124,511	54,322,969	2,620,979	7,496,590	13.8	17.3

(注) 住民基本台帳人口は、平成25年3月31日現在の人数です。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

	職員数 A	給与費				(参考) 一人当たり給与費 B/A	(参考) 類似団体平均一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
24年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	853 (38)	3,483,318	756,206	1,235,436	5,474,960	6,145	6,147

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

(注) 2 職員数は、平成24年4月1日現在の人数です。

(注) 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数の（ ）内については、当該職員を外書で表しています。
また、一人当たり給与費については、当該職員の給与費及び職員数を含めて算出しています。

(3) 特記事項

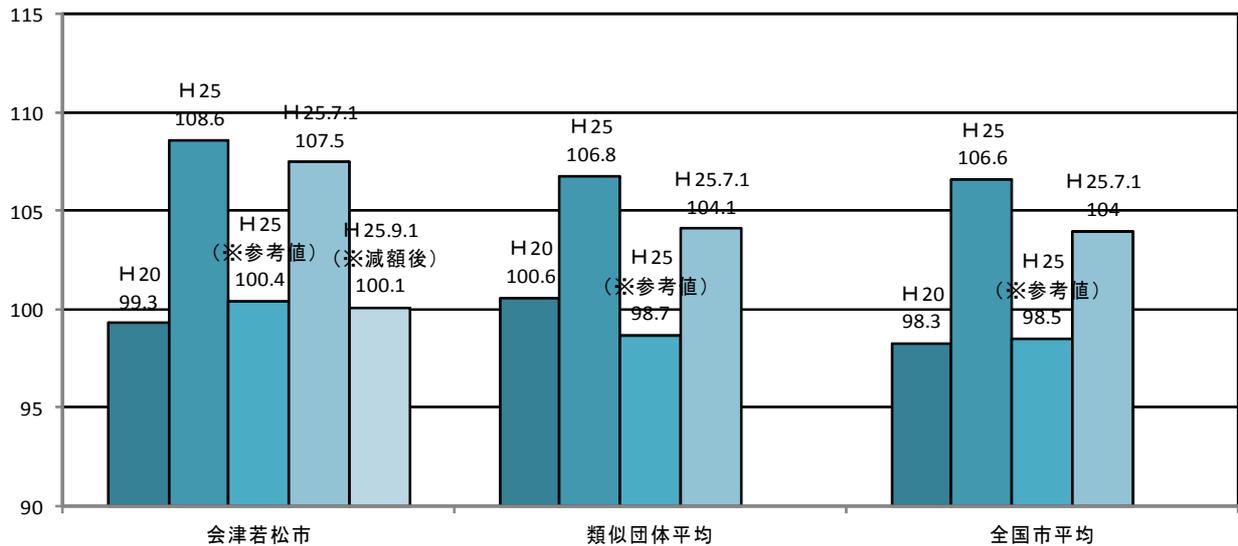
(給与減額の状況)

国の要請等を踏まえた減額措置の取組	減額実施期間又は減額を実施していない場合はその理由								
実施	平成25年9月1日から平成26年3月31日まで								
抑制済又は減額措置の内容									
<p>(給料)</p> <p>給料月額から以下の減額率により減額を行う。</p> <table> <tr> <td>1～2級：3.77%</td> <td>【ラスパイレス指数】</td> </tr> <tr> <td>3～5級：7.77%</td> <td>平成25年4月1日：108.6</td> </tr> <tr> <td>6級：8.77%</td> <td>〃 (参考値)：100.4</td> </tr> <tr> <td>7～8級：10.77%</td> <td>平成25年9月1日(減額時点)：100.1</td> </tr> </table> <p>(手当)</p> <p>管理職手当の月額から以下の減額率により減額を行う。</p> <p>減額率：3.00%</p>		1～2級：3.77%	【ラスパイレス指数】	3～5級：7.77%	平成25年4月1日：108.6	6級：8.77%	〃 (参考値)：100.4	7～8級：10.77%	平成25年9月1日(減額時点)：100.1
1～2級：3.77%	【ラスパイレス指数】								
3～5級：7.77%	平成25年4月1日：108.6								
6級：8.77%	〃 (参考値)：100.4								
7～8級：10.77%	平成25年9月1日(減額時点)：100.1								

(その他)

特になし

(4) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- (注) 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
- (注) 3 「参考値」とは国家公務員の時限的な（2年間）給与改定特例法による措置が無いとした場合の値です。
- (注) 4 「減額後」とは会津若松市における、国家公務員の時限的な給与改定特例法による措置に準じて減額を開始した、平成25年9月1日時点の値です。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成25年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
会津若松市	43.8歳	335,200円	409,946円	364,200円
福島県	43.2歳	338,309円	419,988円	367,674円
国	43.1歳	307,220円 (332,446)	—	376,257円 (405,463)
類似団体	42.9歳	328,616円	404,345円	369,734円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
会津若松市	51.0歳	76人	354,200円	391,949円	372,500円	—	—	—	—
うち清掃職員	48.3歳	21人	346,200円	388,648円	374,100円	廃棄物処理業	44.6歳	290,600円	1.34
うち学校給食 職員	53.7歳	15人	384,900円	398,126円	397,000円	調理士	43.2歳	242,800円	1.64
うち用務員	51.3歳	12人	345,200円	373,866円	355,200円	用務員	53.7歳	202,700円	1.84
うち自動車運 転手	51.3歳	17人	343,100円	394,252円	362,400円	自家用乗用 自動車運転者	56.5歳	187,100円	2.11
その他	51.5歳	11人	354,400円	405,992円	374,900円	—	—	—	—
福島県	53.0歳	303人	376,713円	420,656円	397,644円	—	—	—	—
国	49.9歳	3,272 人	272,119円 (286,850)	—	309,534円 (325,400)	—	—	—	—
類似団体	48.8歳	64人	326,635円	371,948円	354,302円	—	—	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（平成22～24年の3ヶ年平均）。
 ※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成25年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出したものです。
 3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額（国比較ベース）」の括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値（減額前）です。

(2) 職員の初任給の状況（平成25年4月1日現在）

		会津若松市	福島県	国
一般行政職	大学卒	175,100円	181,800円	163,987円 (172,200円)
	高校卒	142,500円	146,900円	133,418円 (140,100円)
技能労務職	高校卒	142,500円	155,250円	137,200円

- (注) 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値（減額前）です。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成25年4月1日現在）

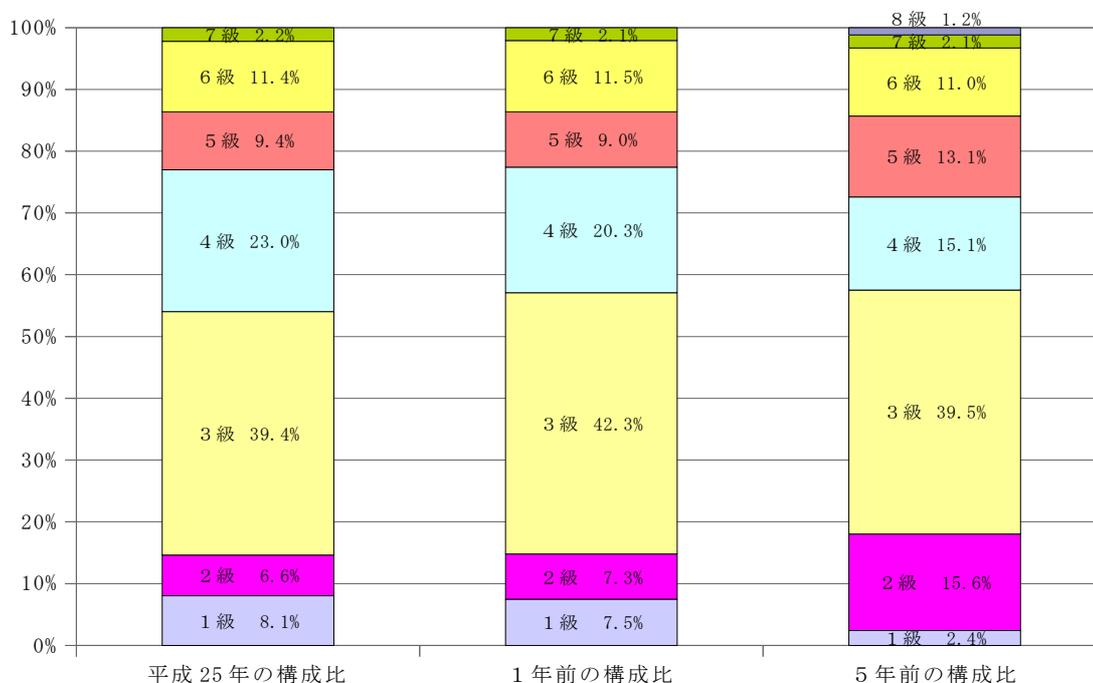
		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	281,786円	362,859円	388,964円	416,056円
	高校卒	240,050円	329,011円	374,686円	394,856円
技能労務職	高校卒	—円	336,200円	343,160円	385,900円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成25年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	・ 定型的な業務を行う職務	人 55	% 8.1	円 137,900	円 247,900
2級	・ 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	人 45	% 6.6	円 188,900	円 313,700
3級	・ 副主幹又はこれに相当する職務 ・ 主査又はこれに相当する職務	人 269	% 39.4	円 226,700	円 361,500
4級	・ 主幹又は主任主査の職務若しくはこれらに相当する職務	人 157	% 23.0	円 266,400	円 396,000
5級	・ 困難な業務を処理する主幹又は主任主査の職務若しくはこれらに相当する職務	人 64	% 9.4	円 294,300	円 410,900
6級	・ 企画副参事の職務又はこれに相当する職務 ・ 課長の職務又はこれに相当する職務	人 78	% 11.4	円 326,200	円 438,400
7級	・ 部長の職務又はこれに相当する職務 ・ 重要な業務を処理する企画副参事の職務又はこれに相当する職務	人 15	% 2.2	円 372,300	円 464,700
8級	・ 重要な業務を所掌する部長の職務又はこれに相当する職務	人 —	% —	円 420,800	円 487,200

(注) 1 会津若松市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 (注) 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

①昇給の実施時期

平成25年1月1日

②勤務成績の証明

所属長が過去1年間の勤務成績を反映し証明します。

③昇給への勤務成績の反映状況

判定基準を①勤務成績が極めて良好、②勤務成績が特に良好、③勤務成績が良好、④勤務成績がやや良好でない、⑤勤務成績が良好でない5つの区分とし、一般行政職664名中育児休業者の5名を除いて①区分が35名（5.3%）、②区分が127名（19.3%）、③区分が465名（70.6%）、④区分が7名（1.1%）⑤区分が25名（3.7%）の決定となりました。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

会津若松市	(参考) 福島県	(参考) 国
1人当たり平均支給額 (24年度普通会計) 1,387千円	1人当たり平均支給額 (24年度) 1,638千円	—
(24年度支給割合) 期末手当 2.55月分 (1.40月分) 勤勉手当 1.35月分 (0.65月分)	(24年度支給割合) 期末手当 2.55月分 (1.40月分) 勤勉手当 1.35月分 (0.65月分)	(24年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45月分) 勤勉手当 1.35月分 (0.65月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) () 内は再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

基準日以前6カ月以内の勤務実績を反映

(2) 退職手当（平成25年4月1日現在）

会津若松市	(参考) 国
1人当たり平均支給額（24年度） 自己都合 5,663千円 勸奨・定年 25,916千円	— —
(支給率) 自己都合 勤続20年 23.03月分 勤続25年 32.83月分 勤続35年 46.55月分 最高限度額 55.86月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)	(支給率) 自己都合 勤続20年 23.03月分 勤続25年 32.83月分 勤続35年 46.55月分 最高限度額 55.86月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当（平成25年4月1日現在）

なし

(4) 特殊勤務手当

危険、不快、不健康又は困難な業務に従事する職員に対して支給されます。

平成19年4月1日から、手当の種類、支給対象業務及び支給単価等を見直しました。

支給実績 (24年度普通会計決算)	214,980 円
支給職員1人当たり平均支給年額 (同上)	3,583 円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (24年度)	6.7 %
手当の種類 (手当数)	5種類

手当の名称	主な支給対象職員等	主な支給対象業務	支給実績 (24年度普通会計決算)	支給単価
滞納処分業務手当	右記業務に従事した職員	市税等の差押に伴う交渉に従事したとき	28,080 円	日額 300 円
動物死体処理作業手当	右記業務に従事した職員	犬、猫等の損壊した死体処理作業に従事したとき	186,900 円	回収1体又は焼却1回につき 300 円
社会福祉業務手当	右記業務に従事した職員	行旅死亡人又は変死体の処理作業に従事したとき	— 円	処理1体 1,000 円
現場作業手当	右記業務に従事した職員	異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある現場において行う巡回監視又は当該現場で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査に従事したとき	— 円	日額 300 円
		夜間又は暴風雪警報若しくは大雪警報発令下における積雪道路の除雪車による除雪作業又は排雪等作業に従事したとき	— 円	日額 300 円
用地交渉業務手当	右記業務に従事した職員	庁外において公共の用の供する土地の取得等や公共の事業の施行により生ずる損失補償に係る交渉を同一の者と反復継続して行い、最初の交渉から起算して10回を超えてもなお終了していない一連の交渉業務のうち、心身に著しい負担や困難性のある交渉業務に従事したとき	— 円	日額 300 円

(5) 時間外勤務手当

正規の勤務時間を超えて勤務したときに支給されます。

支給実績 (24年度普通会計決算)	374,938 千円
職員1人当たり平均支給年額 (同上)	470 千円
支給実績 (23年度普通会計決算)	362,997 千円
職員1人当たり平均支給年額 (同上)	459 千円

(6) その他の手当 (平成25年4月1日現在)

手当名	国制度との異同	国との制度と異なる内容	支給実績 (24年度普通会計決算)	支給職員1人当たり平均支給年額
扶養手当	同	①配偶者 ②22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫 ③60歳以上の父母及び祖父母 ④22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹 ⑤重度心身障害者	○配偶者 13,000円 ○配偶者以外 ・1人目(配偶者あり) 6,500円 ・1人目(配偶者なし) 11,000円 ・2人目以降 6,500円 ・特定期間加算 5,000円	
			106,170千円	238,048円
住居手当	同	自ら居住するため住宅(貸間を含む)を借り受け、月額9,500円を超える家賃(使用料を含む)を支払っている場合	【借家】 ・月額20,500円以下の家賃・・・家賃月額-9,500円 ・月額20,500円を超える家賃(支給限度額27,000円)・・・11,000円+(家賃月額-20,500円)×1/2	
	異	月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に支給	39,177千円	299,058円
通勤手当	同	①通勤のために交通機関等の利用を常例とすること、運賃等の負担を常例とすること、徒歩により通勤とした場合の通勤距離が片道2km以上であること ②通勤のために自動車等の使用を常例とすること、徒歩により通勤とした場合の通勤距離が片道2km以上であること	①運賃相当額が51,000円以下については運賃相当額 ②自動車などを利用する場合は通勤距離に応じて3,100円から19,500円を支給	
	異	運賃等相当額が55,000円を超える場合、超える額の1/2を加算	53,238千円	81,213円
単身赴任手当	同	官署を異にする異動又は在勤する官署の移転に伴い、転居しやむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活し、単身で生活することを常況とし、距離制限(60km)を満たす職員に支給	基本額23,000円、距離に応じた加算額6,000円~45,000円	
			-千円	-円
管理職手当	同	管理又は監督の地位にある職員については、その特性に基づき、管理職手当を支給	・部長相当職の8級職員 84,600円 ・部長相当職の7級職員 79,700円 ・企画副参事相当職の7級職員 66,400円 ・企画副参事相当職の6級職員 62,300円 ・課長相当職の職員 54,000円 ・総務主幹相当職の職員 45,700円	
	異	官職を一種から五種に区分し、それぞれの定額が定められている	64,954千円	698,433円
休日勤務手当	同	祝祭日及び年末年始等の休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命じられた職員に支給	勤務した全時間に対し、勤務1時間当りの給料額の135/100の額	
			10,523千円	32,479円
夜間勤務手当	同	正規の勤務時間として深夜に勤務した職員に支給	勤務した全時間に対し、勤務1時間当りの給料額の25/100の額	
			-千円	-円
宿日直手当	同	宿直又は日直勤務に従事した場合に支給	勤務1回につき4,200円	
	異	特別の宿日直手当を支給	-千円	-円
寒冷地手当	同	基準日(毎年11月から翌年3月までの各月の初日)において、支給対象地域に在勤する職員に支給	基準日における地域の区分及び職員の世帯等の区分に応じた定額	
			55,489千円	67,423円
災害派遣手当	同	災害応急対策若しくは災害復旧又は国民の保護のための措置の実施等のために、職員の派遣を求め受けたときは、当該職員に対して手当を支給	公用施設等を利用 1日3,970円 その他の施設 滞在する期間により1日につき5,140円~6,620円	
			-千円	-千円

5 特別職の報酬等の状況（平成25年4月1日現在）

区 分		給料月額等		
給 料	市 長	937,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額	
	副市長	752,000 円	1,063,000 円/462,500 円 876,000 円/481,000 円	
報 酬	議 長	514,000 円	760,000 円/420,100 円	
	副議長	477,000 円	670,000 円/366,600 円	
	議 員	447,000 円	620,000 円/338,800 円	
期 末 手 当	市 長	(24年度支給割合)		
	副市長	2.90月分		
退 職 手 当	議 長	(24年度支給割合)		
	副議長	2.90月分		
退 職 手 当	市 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副市長	給料月額×在職月数×46/100 給料月額×在職月数×30/100	20,688,960 円 10,828,800 円	任期毎 任期毎

- (注) 1 市長の給料は、現在、504,000円（平成23年10月1日から平成27年8月6日まで）となっています。
副市長の給料は、現在、647,200円（平成25年1月1日から平成27年8月6日まで）となっています。
- 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込み額です。

6 職員数の状況

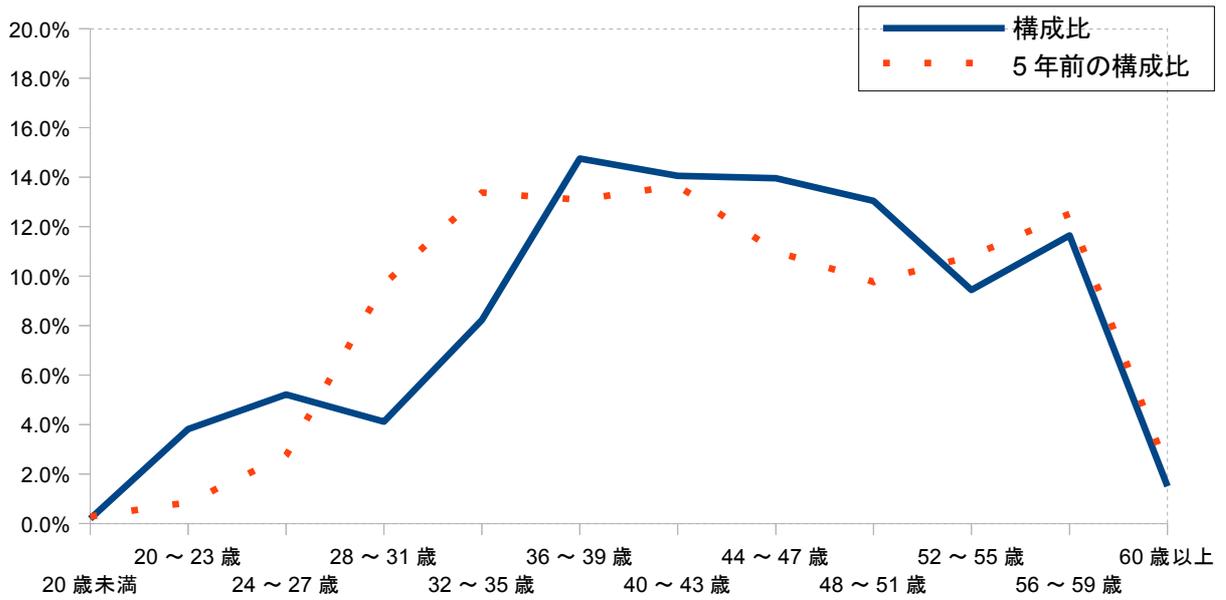
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由	
		平成24年	平成25年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	11	12	1	育休任期付職員の配置
		総務	208	208		
		税務	68	68		
		民生	139	155	16	社会福祉法人への監査業務の権限移譲、生活保護受給世帯の増加、こども子育て支援制度変更にかかる増など
		衛生	79	74	▲5	原発事故関連業務の減、環境衛生員の退職不補充、斎場業務員の退職不補充など
		労働	3	3		
		農水	48	48		
		商工	34	36	2	企業立地推進業務の増
		土木	128	129	1	新工業団地整備業務の増
	小計	718	733	15	参考：人口1万人当たり職員数 58.87人 (類似団体人口1万人当たりの職員数47.15人)	
	教育	151	144	▲7	給食員の退職不補充など	
	消防					
	小計	869	877	8	参考：人口1万人当たり職員数 70.44人 (類似団体人口1万人当たりの職員数64.30人)	
公営企業等会計部門	水道	37	36	▲1	再任用職員のフルタイム勤務から短時間勤務への変更	
	下水道	27	26	▲1	再任用職員のフルタイム勤務から短時間勤務への変更	
	その他	58	57	▲1	退職不補充	
	小計	122	119	▲3		
合計	991 [1,076]	996 [1,076]	5 [0]			

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数(教育長を含む)。
2 []内は、条例定数の合計(教育長を含む)。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成25年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	2人	38人	52人	41人	82人	147人	140人	139人	130人	94人	116人	15人	996人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数（教育長を含む）。

(3) 職員数の推移

部門別	年度						過去5年間の	
	20年	21年	22年	23年	24年	25年	増減数	増減率
一般行政	727	720	715	712	718	733	6	0.8%
教育	169	159	155	149	151	144	-25	-14.8%
消防								
普通会計	896	879	870	861	869	877	-19	-2.1%
公営企業等会計	158	152	128	125	122	119	-39	-24.7%
総合計	1,054	1,031	998	986	991	996	-58	-5.5%

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職 員給与比率 B/A	(参考)23年度の 総費用に占める 職員給与比率
24年度	千円 2,694,119	千円 885,306	千円 286,800	% 10.65	% 10.61

	職員数 A	給与費				1人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団 体平均1人当 たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤 勉手当	計 B		
24年度	人 37	千円 148,540	千円 22,725	千円 53,741	千円 225,006	千円 6,081	千円 6,258

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

(注) 2 職員数は、平成25年4月1日現在の人数です。

イ 特記事項 なし

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成25年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
会津若松市	43.9歳	336,260円	412,536円
団体平均	45.2歳	353,532円	520,694円
事業者			

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

会津若松市	(参考) 一般会計
1人当たり平均支給額(24年度) 1,452千円	1人当たり平均支給額 千円
(24年度支給割合) 期末手当 2.55月分 (1.40月分) 勤勉手当 1.35月分 (0.65月分)	(年度支給割合) 期末手当 月分 勤勉手当 月分 (月分) (月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%

(注) ()内は再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当の状況(平成25年4月1日現在)

会津若松市	(参考) 一般会計
1人当たり平均支給額(24年度) 自己都合 0千円 勸奨・定年 0千円	1人当たり平均支給額(24年度) 自己都合 5,663千円 勸奨・定年 25,916千円
(支給率) 自己都合 勤続20年 23.03月分 勤続25年 32.83月分 勤続35年 46.55月分 最高限度額 55.86月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	(支給率) 自己都合 勤続20年 23.03月分 勤続25年 32.83月分 勤続35年 46.55月分 最高限度額 55.86月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当の状況(平成25年4月1日現在)

なし

エ 特殊勤務手当（平成 25 年 4 月 1 日現在）

支給実績（24 年度決算）		0 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（同上）		0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（24 年度）		0 %	
手当の種類（手当数）		4 種類	
手当の名称	支給対象職員等	支給対象業務の内容	支給単価
停水処分手当	右記業務に従事した職員	停水処分に従事したとき	処分 1 件につき 300 円
変形勤務手当	右記業務に従事した職員	急速系浄水作業に従事したとき	2 直、3 直の勤務につき それぞれ 1 回 800 円
現場作業手当	右記業務に従事した職員	電気工作物の保安、点検作業 又は専ら水質検査作業に従事したとき	勤務 1 日につき 150 円
	右記業務に従事した職員	専ら給水装置の開閉栓作業 に従事したとき	勤務 1 日につき 100 円
	右記業務に従事した職員	重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある現場において行う巡回監視又当該現場で行う応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査に従事したとき	勤務 1 日につき 300 円
用地交渉手当	右記業務に従事した職員	庁外において事業の用に供する土地の取得等や事業の施行により生じる損失補償に係る交渉を同一の者と反復継続して行い、最初の交渉から 10 回を超えてもなお終了していない一連の交渉業務に従事したとき	勤務 1 日につき 300 円

（再任用職員を含む。千円未満四捨五入）

オ 時間外勤務手当

支給実績（24 年度水道事業会計）	6,235 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（同上）	208 千円
支給実績（23 年度水道事業会計）	6,954 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（同上）	217 千円

（再任用職員を含む。千円未満四捨五入）

カ その他の手当（平成 25 年 4 月 1 日現在）

手当名	支給要件		支給単価	
	会津若松市職員との異同	会津若松市職員との制度の異なる内容	支給実績（24 年度水道事業会計決算）	支給職員 1 人当たり平均支給年額
扶養手当	①配偶者 ② 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子及び孫 ③ 60 歳以上の父母及び祖父母 ④ 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある弟妹 ⑤ 重度心身障害者		○配偶者 13,000 円 ○配偶者以外 ・ 1 人目（配偶者あり） 6,500 円 ・ 1 人目（配偶者なし） 11,000 円 ・ 2 人目以降 6,500 円 ・ 特定期間加算 5,000 円	
	同		5,657 千円	257,136 円
住居手当	自ら居住するため住宅（貸間を含む）を借り受け、月額 9,500 円を超える家賃（使用料を含む）を支払っている場合		【借家】 ・ 月額 20,500 円以下の家賃・・・ 家賃月額－9,500 円 ・ 月額 20,500 円を超える家賃（支給限度額 27,000 円）・・・ 11,000 円＋（家賃月額－20,500 円）×1/2	
	同		2,158 千円	269,775 円

通勤手当	① 通勤のために交通機関等の利用を常例とすること、運賃等の負担を常例とすること、徒歩により通勤とした場合の通勤距離が片道 2 km 以上であること ② 通勤のために自動車等の使用を常例とすること、徒歩により通勤とした場合の通勤距離が片道 2 km 以上であること	① 運賃相当額が 51,000 円以下については運賃相当額 ② 距離区分に応じて支給
	同	2,576 千円 80,497 円
単身赴任手当	官署を異にする異動又は在勤する官署の移転に伴い、転居しやむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活し、単身で生活することを常況とし、距離制限 (60km) を満たす職員に支給	基本額 23,000 円、距離に応じた加算額 6,000 円～45,000 円
	同	— 千円 — 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員については、その特性に基づき、給料月額について適正な管理職手当を支給することができる	・部長相当職(8級)84,600円、部長相当職(7級)79,700円、企画副参事相当職(7級)66,400円、企画副参事相当職(6級)62,300円、課長相当職54,000円、総務主幹相当職45,700円
	同	3,433 千円 686,690 円
休日勤務手当	祝祭日及び年末年始等の休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命じられた職員に支給	勤務した全時間に対し、勤務 1 時間当りの給料額の 135/100 の額
	同	28 千円 9,435 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜に勤務した職員に支給	勤務した全時間に対し、勤務 1 時間当りの給料額の 25/100 の額
	同	— 千円 — 円
宿日直手当	宿直又は日直勤務に従事した場合に支給	勤務 1 回につき 4,200 円
	同	— 千円 — 円
寒冷地手当	基準日 (毎年 11 月から翌年 3 月までの各月の初日) において、支給対象地域に在勤する職員に支給	基準日における地域の区分及び職員の世帯等の区分に応じた定額
	同	2,727 千円 71,758 円
災害派遣手当	災害応急対策若しくは災害復旧又は国民の保護のための措置の実施等のために、職員の派遣を求め受けたときは、当該職員に対して手当を支給	公用施設等を利用 1 日 3,970 円 その他の施設 滞在する期間により 1 日につき 5,140 円～6,620 円
	同	— 千円 — 千円

(再任用職員を含む。千円未満四捨五入)